

令和4年度
第6回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和4年9月13日開会

高松市農業委員会

令和4年度第6回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和4年9月13日（水）午後2時00分開会

開催場所 高松市役所11階 114会議室

出席委員 18人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 三好 義光（会長職務代理者第2）
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 河田 薫
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 19番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子

欠席委員 4人

- 5番 太田 政美
- 8番 森口 憲司
- 20番 谷上 諭
- 24番 古川 浩平

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課 長 山上 浩平
- 農政課 長補佐 森 亮介
- 農地係 長 藤澤 英宣
- 農政管理係 長 浮田 政宏
- 主 査 田山 元太
- 主任技師 河合 良治
- 主任主事 佐藤 雅彦

議事日程

2 議 事 日 程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 非農地証明願について

議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

山上事務局長 ただ今の出席委員は22人中18人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、太田委員、森口委員、谷上委員、古川委員の4人です。

本日も、説明者のマスクによる熱中症予防・酸欠防止のため、事務局からの説明は、マスクを外して説明させていただきたいと存じますので、御理解の程よろしくお願いいたします。

それでは、高松市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、議事運営につきましては、会長が当たることになっておりますことから、これ以降は、三笠会長において議事運営を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

《会長 挨拶・・・議事進行》

議 長(会長)

それでは、ただ今から令和4年度第6回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

まず、日程第1議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は、9番 三好委員及び15番 河田委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について イ 使用貸借に係る農地返還通知について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

1番は、賃借人が労力不足のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、賃借人が労力不足のため、農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、第三者が転用するため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。転用内容については5条許可申請所有権11番のとおりです。

4番、5番は、賃借人が怪我により耕作できないため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次のページを御覧ください

6番、7番と8番、9番は、それぞれ経営規模の拡大を希望する賃借人に譲渡するため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したものです。所有権移転の内容については3条許可申請所有権6番と7番のとおりです。

10番は、賃借人が労力不足のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書3ページを御覧ください。

1番、2番は、所有者の名義を子に変更するため、香川県農地機構を介した貸借について、一旦、返還を受けたものです。

3番は、転用する予定のため、返還を受けたものです。

4番、5番、6番は、借り人が、労力不足のため、返還したものです。

次のページを御覧ください。

7番は、農地法による貸借から、基盤強化促進法による利用権設定に切り替えるため、返還するものです。

8番、9番は、転用する予定のため、香川県農地機構を介した貸借について、返還を受けたものです。

10番、11番も転用する予定のため、返還を受けたものです。

12番、13番は第三者に譲渡する予定のため、返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について10件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について13件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、令和4年5月31日付けで、宅地拡張用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。

なお、許可を受けた土地の取消し後の計画は、新たな転用者が転用申請するものです。農地法第5条第1項許可申請所有権7番に関連しています。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第2号については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号については受理することに決定いた

しました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案に御説明申し上げます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、老齢に伴い農地の維持管理が難しく、近隣住民から駐車場としての要請もあることから、貸駐車場として計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成29年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、周辺は住宅地が多く、ことでん伏石駅に近接し長期にわたり安定した収入が見込めることから、亡主人が貸駐車場を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、農家の宅地拡張として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自家用車が増えたこと、また、狭かった宅地進入路も兼ねて住宅隣接の農地を駐車場として造成したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成15年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が506.44平方メートルあります。

4番は、農家の住宅拡張として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、保有する農機具が増えたこと、また、孫の成長に伴い新たな部屋が必要となったことから、住宅の隣接農地に納屋、住宅を拡張したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和40年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が677.00平方メートルあります。

5番は、2世帯住宅の住宅張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、来訪者の駐車場及び雨天時の農作業場を兼ねて車庫を建築したもので転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和62年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が532.54平方メートルあります。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について5件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第3号については、許可することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、令和4年5月31日付けで使用貸借権による権利の設定により、分家住宅用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の変更により許可の権利種別を変更するため取消願があったものです。農地法第5条第1項許可申請所有権8番に関連しています。

2番も、平成30年3月30日付けで使用貸借権による権利により、分家住宅用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の変更により許可の種類を変更するため取消願があったものです。農地法第5条第1項許可申請所有権21番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第4号については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、令和元年8月9日付けで、当初、2棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていま

したが、近年のコロナ禍により、事業遂行にも影響を受けていることから、工事完了日を令和6年8月31日まで、期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

2番は、令和2年9月28日付けで、当初、建設残土による農地造成用地として一時転用許可を受けておりましたが、搬入する残土の量が当初の見込みより少ないため計画に遅れが出ていることから、工事完了日を令和5年9月30日まで期間延長するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第5号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、平成18年9月26日付けで、非農家の自己住宅用地として転用許可を受けていましたが、転用者の資金不足により転用事業の遂行が困難となっていたことから、今回、新たな承継者が住宅を建築するため、許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項許可申請所有権23番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第6号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について、を議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員三好委員より報告をお願いいたします。

三好委員 現地調査委員の三好です。今回の特別現地調査委員は、河田委員と私の2名であり、本日午前中に、現地調査を実施しました。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は、所有権が2件となっていま

す。

内容につきまして、河田委員から報告申しあげます。

河田委員 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、インテリジェントパークサンメッセ香川南東600メートルに在り、事務所・工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は市道に面し、交通の利便性が良く、また、事務所と工場が一体で利用出来、事業効率も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、排水についての土地改良区・水利組合も同意を得ており、転用の確実性が認められます。

なお、隣接する農地関係者3名から同意が得られていないものの、転用によって被害が及ぶ場合は、転用事業者及び当事者間において解決する旨の確約書が提出されており、被害防除措置も適切であることから、許可相当と考えております。

2番は、高松市立龍雲中学校東南東800メートルに在り、化粧品や電子計算機等の販売事業を展開している転用者が、近年、事業拡大により現在の事務所が手狭となっていることと、新たな事業を行う目的で、事務所として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木国分寺線に面し、交通の便が良く、事務所用地として事業効率の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号については、許可することに決定いたしました。

なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに決定いたします。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書10ページを御覧ください。

1番は、リサイクル販売業を営む個人で、業務量の増加により、引き取った資材の保管に困っているため、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が686平方メートルあります。

2番は、保育施設運営及び不動産賃貸業を営む法人が、現在、申請地の東側でグループ法人が運営する保育園の職員や送迎する保護者用の駐車場が不足することから、露天貸駐車場敷用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が153平方メートルあります。

3番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が513.02平方メートルあります。

5番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、申請地の南側にある農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書11ページを御覧ください。

7番は、所有者が居住する住宅及び8番の転用者が、共同施工による排水路用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の排水路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成26年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が400.00平方メートルあります。農地法第4条許可の取消願1番に関連しています。

8番は、借家住まいであるが、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、祖父所有の農地を譲り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、実家と隣接しており、農業の手伝いや親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成26年頃に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条許可の取消願1番に関連しています。

9番の転用者は、老後の長期的な安定収入を確保するために、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、不動産及び自動車の販売、修理業を営む法人が共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、隣接地の事業者が、製品の積み降ろしの際に車両を停めるスペースが狭いため、露天貸駐車場として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が565.74平方メートルあります。農地法第18条6項の規定による通知3番に関連しています。

13番は、申請地近隣の事業者からの要望により、イベントで使用した資材や廃材等を保管するための貸倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が公衆用道路進入路に接し、主要地方道中徳三谷高松線に近く交通の利便性が良く、利用する事業者からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び東側が市道に接し、主要地方道中徳三谷高松線近くで交通の利便性も良く、周辺は、医療施設、商業施設もあり、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書12ページを御覧ください。

16番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番の転用者は、現在、借家住まいであるが、隣接地で新たに住居を建築するのに伴い、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接の農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が224.79平方メートルあります。

18番は、自家用自動車の有償貸渡し業を営む転用者が、業績が順調で保有台数も増えたこと、既存の駐車場が手狭となったことから、露天車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に、西側が国道193号線に接し、高松空港に近く交通の利便性が良く、また、事務所と車両置場が隣接しており、事業効率も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が2,708.01平方メートルあります。

19番の転用者は、衣料品・スクール用品の企画・販売業を営む法人で、本店から教育施設が近く、周辺に住宅も増え、事業が順調に伸びていることに伴い、新たな店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が107.06平方メートルあります。

議案書13ページを御覧ください。

20番の転用事業者は、土木工事業を営む法人で、事業が順調に伸びてきたことに伴い、資材も増えて保管場所が必要になったことから、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は西側が国道32号線に、東側が市道に接し、高松西インターチェンジにも近く、大型車両の往来も容易で利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番は、借家住まいであるが、住居が手狭となったことから、母が所有する農地を譲り受け、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が公衆用道路に接し、実家と近接しており農業の手伝いや面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用悪水路が7.50平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可の取消願2番に関連しています。

なお、現況は造成済みですが、先の許可により造成を行いました。今回、農地法第5条第1項の規定による許可の取消願と同時に新たな転用申請を行っているため、無断転用扱いとしないものです。

22番は、不動産業を営む転用者が、住宅や企業が多く、駐車場の需要が見込める地域で、事業拡大のため、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成3年に造成済ですが追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

23番は、借家住まいであるが、子の成長に伴い住居が手狭となったことや両親が高齢であるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、実家と隣接しており、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

なお、現況は造成済みですが、先の許可により造成を行いました。今回、農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請と同時に新たな転用申請を行っているため無断転用扱としないものです。

24番の転用者は、管工事業営む個人で、事業が順調に伸びてきたことに伴い、資材も増えて保管場所が必要になったことから、新たな露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は東側及び南側が市道に接し、国道11号線にも近接し、既存の住宅や倉庫用地と隣接しており、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

26番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

27番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

28番は、来客の際に敷地内の駐車場が手狭なため、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が194.62平方メートルあります。

29番は、障がい者総合支援法に基づく障がい者福祉サービス事業を行う法人が、現在運営している施設が定員に達しており、また、新規の利用希望者も多数いることから、介護施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側及び南側が市道に接し、周辺は商業施設や公共交通機関も整備され、宅地化が進んだ住環境の優れた地域に在り、利用者も見込めることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が899.37平方メートルあります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書14ページを御覧ください。

1番は、建築工事業を営む法人で、事業が順調に伸びてきたことに伴い、資材も増えて保管場所が必要になったことから、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和2年に一部造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、コンビニエンスストアを営む法人で、申請地近隣にある既存店舗の敷地が狭いため、来客用の駐車スペースに限りがあり不便なことから、店舗及び駐車場の面積を広げて建替えるため、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書15ページを御覧ください。

1番は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、家財道具も増え、住居が手狭となるため、祖母及び父母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、進入路を介して県道中徳三谷高松線に接し、また、実家からも近く、農業の手伝いや面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が74.22平方メートルあります。

2番も、現在、借家住まいで子の成長に伴い、家財道具も増え、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、現在、借家住まいで、将来、子どもが産まれてからは手狭となることから、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、周辺は教育施設及び商業施設が整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の転用者は、賃貸アパートを建築し、長期的で安定した収入を確保するため、子所有の農地を借り受けて、共同住宅の敷地拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が812.48平方メートルあります。

5番は、現在、妻の祖父宅に居住しているが、子の成長に伴い、住居が手狭となっていることから、義祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、現在、借家住まいであるが、両親の老後の生活を考慮し、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市

道に接し、実家と隣接しており、親の面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、現在、借家住まいであるが、将来の農地の維持管理や高齢となった祖父や両親の介護を考慮し、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が県道円座香南線に接し、実家からも近く、親の面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が40.94平方メートルあります。

8番も、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、義祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が県道千疋高松線に接し、実家と隣接しており、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1.11平方メートルあります。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権27件、賃借権2件、使用貸借8件、計37件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第8号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の所有権移転について御説明申し上げます。

議案書16ページを御覧ください。

1番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするも

のです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番、3番、4番は、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、2番と4番は水稻、3番は野菜等を栽培するものです。

5番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

6番、7番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が小作地を取得するもので、取得後は引き続き、ミカンを栽培するものです。農地法第18条6項の規定による通知6番から9番に関連しています。

次のページをお願いします。

8番は、特定非営利活動法人である譲受人が、障がい者福祉サービスを利用している利用者に作業の場を提供することを目的として、取得するもので、取得後は果樹や野菜を栽培するものです。農地法第3条第2項ただし書きに該当するものです。

9番、10番は、耕作利便性の向上のため、交換するもので、取得後はともに水稻を作付けするものです。

11番は、所有者が農業廃止することから、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が取得するもので、取得後は漢方薬草を栽培するものです。

農地所有適格法人の4つの要件（法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件）は全て満たしています。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転11件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 御異議がないようでありますので、議案第9号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 非農地証明願について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第10号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書18ページを御覧ください。

1番は、昭和49年ごろから道路として、2番は昭和22年ごろ、3番は平成17年ごろから農業用の納屋として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全、又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な

農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

4番は、平成10年ごろから20年以上に渡り耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第10号 非農地証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第10号については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

藤澤農地係長 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書19ページを御覧ください。

1番は、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第11号については、証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号は証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤農地係長 それでは、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

令和4年9月12日付で、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。申請のあった案件については、各地区部会において現地調査および御審議いただいたところ、掲載案件については、問題のない旨の報告を受けております。

資料の内容について、御説明いたします。

農用地区域からの除外内容につきまして、資料の1ページからの総括表を御覧ください。対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。

4ページに今回の除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が30件、合計面積で25,762.75平方メートルです。

次に5ページを御覧ください。

これは、農業用施設を申請地に建築するため、農用地利用計画の4つの用途区分(農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地)の中で農地から農業用施設用地に変更するもので、3件、面積が2,697平方メートルです。

次に最後の6ページを御覧ください。

これは、申請地が中山間地域等直接支払制度対象予定地で、地域の特性に即した農業の振興を図る必要があることから、白地から青地に農用地区域への編入をするもので、1件、面積が3,527平方メートルです。

以上 議案12号について御審議いただきますよう、よろしくお願ひ致します。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号については原案のとおり異議ない旨回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

報告事項 農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

藤澤農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料2を御覧ください。

内容につきましては、座って説明させていただきます。令和4年8月6日から令和4年9月7日分まででございます。

まず、許可件数でございますが、7月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が6件、8月議決分といたしまして4条が10件、5条が27件、合計で4条が10件、5条が33件です。

許可保留件数につきましては、7月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が18件、8月議決分といたしまして4条が0件、5条が8件、合計で4条が0件、5条が26件です。

4条・5条ともに取下げは、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1 ページを御覧ください。

まず、4 条関係では許可保留案件はありませんでした。

2 ページを御覧ください。

次に5 条関係です。1 月議決分の所有権5 番、23番、25番、30番、37番が、開発許可未了により、現在、許可保留になっております。

5 月議決分の所有権17番が、開発許可・道路工事承認・法定外占用未了により、所有権25番が、道路工事承認・法定外占用未了により、それぞれ、許可保留となっております。

6 月議決分の所有権7 番が、開発許可・道路工事承認・直近事業造成工事未了により、許可保留となっております。

3 ページを御覧ください。

7 月議決分の所有権1 番、2 番、10番、11番、12番、13番、17番、19番、21番、26番が、表の右端の欄に記載のある通り、それぞれ開発許可、道路工事承認及び法定外占用未了により、現在、許可保留となっております。

4 ページを御覧ください。

8 月議決分の所有権3 番、4 番、7 番、10番、12番、14番、15番が、表の右端の欄に記載のある通り、それぞれ開発許可、道路工事承認及び直近事業造成工事未了により、現在、許可保留となっております。

5 ページを御覧ください。

同じく8 月議決分の所有権23番が、開発許可未了により、現在、許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は以上です。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御意見、御質問はありませんか。

御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

その他事務局からの連絡事項等がありますか。

山上事務局長 高砂農業委員の後任としての、白井農業委員候補者の任命手続の現在の状況について御報告いたします。

白井農業委員候補者は、先月の定例総会において同意をいただきまして、庵治地区の農地利用最適化推進委員を辞任されました。

そして、農業委員の任命については、市議会の同意を要するものですが、9 月定例市議会が今月5 日（先週月曜日）に開会しておりますことから、21日（来週水曜日）に白井様の農業委員会委員の任命について議案を提出いたします。

市議会で議決（同意）が得られれば、翌22日木曜日に市長が農業委員会委員の任命辞令を交付し、正式に農業委員に就任されることとなります。その後は、後ほど詳細を申しあげますが、来月10月12日（水）に開会を予定している第7 回定例総会におきまして、第2 地区への配属を決定する予定でございます。

議 長 最後に、来月の日程等について、事務局の説明を求めます。

山上事務局長 来月の予定来月の予定でございますが、先ほども申しあげたとおり、次回の定例総会は、10月12日 水曜日 本庁舎13階大会議室において、午後2時開会を予定しております。

また、農地特別部会現地調査は、調査委員に富本委員及び藤澤委員、予備委員に河野委員を予定しておりまして、10月12日午前9時にJA太田支店に集合いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、申請件数等により、定例総会及び特別部会の開催日時や場所などを変更する場合がございますので、開催前に改めて事務局から送付する案内文を、必ず御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 これにて、令和4年度 第6回 高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時25分 閉会